

昭和四十二年運輸省令第八十六号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）第三条第一項から第三項まで及び第四条並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令（昭和四十二年政令第三百六十三号）第五条の規定に基づき、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（大型自動車）

第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第二条第二項の国土交通省令で定める自動車は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。）とする。（使用の届出）

第一条の二 法第三条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用の届出をしようとする者は、土砂等運搬大型自動車使用届出書（第一号様式）を当該大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「所轄運輸監理部長又は運輸支局長」という。）に提出しなければならない。

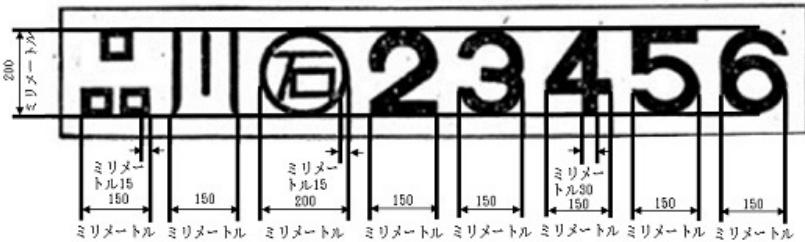
（変更の届出）
第二条 法第三条第三項の規定により届出事項の変更の届出をしようとする者は、届出事項変更届出書（第一号様式）を当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸監理部長又は運輸支局長（以下「甲運輸監理部長又は運輸支局長」という。）に提出しなければならない。（表示番号の指定等）

第三条 法第三条第一項の規定により表示番号の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書（第一号様式）を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。
法第三条第三項の規定により表示番号の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書を申運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

3	前二項の表示番号指定申請書には、当該大型自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項の規定により表示番号の指定の申請をする場合において、当該申請に係る届出事項の変更が次に掲げる変更以外の変更である場合は、この限りでない。）を添付しなければならない。ただし、法第三条第三項の規定により表示番号の指定の申請をする場合において、当該申請に係る届出事項の変更が次に掲げる変更以外の変更である場合は、この限りでない。
4	一 当該大型自動車の使用の本拠の位置の甲運輸監理部長又は運輸支局長（以下「乙他の運輸監理部長又は運輸支局長」）の運輸監理部長又は運輸支局長」という。）の管轄区域内への変更 二 経営する事業の種類の変更 3 五けた以下のアラビア数字
5	四 甲運輸監理部長又は運輸支局長は、法第三条第三項の規定による申請（前項第一号に掲げる変更に係るものに限る。）を受理したときは、当該申請書を乙運輸監理部長又は運輸支局長に送付しなければならない。 乙運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の交付を受けた場合において、当該大型自動車の使用者が乙運輸監理部長又は運輸支局長の交付する当該大型自動車の自動車検査証を提示したときは、表示番号を指定しなければならない。
6	五 四条 法第三条第三項の規定により届け出た届出事項の変更が前条第三項各号に掲げる変更以外のものである場合は、法第三条第一項の規定により当該大型自動車が現に指定を受けている表示番号は、同条第三項の規定による表示番号と同一のものであることを示す。
7	第六条 表示番号は、次に掲げる文字及び記号を用いて、表示番号を変更して指定することができます。 （表示番号の表示）

1	用者が乙運輸監理部長又は運輸支局長の交付する当該大型自動車の自動車検査証を提示したときは、表示番号を変更して指定することができます。
2	第六条 表示番号は、次に掲げる文字及び記号を用いて、表示番号を変更して指定することができます。 （表示番号の表示）
3	第七条 法第五条の規定により使用廃止の届出をしようとする者は、当該大型自動車の自動車検査証を添付した土砂等運搬大型自動車使用廃止届出書（第二号様式）を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。（使用廃止の届出）
4	第八条 法第十六条第三項の職員の身分を示す証明書は、第三号様式によるものとする。
5	第九条 法第四十一条の規定により表示番号の指定を受けた者は、当該大型自動車の自動車検査証を添付した表示番号指定申請書を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

1	一 この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。 （施行期日）
2	二 この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。 （施行期日）
3	三 この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。 （施行期日）
4	四 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。 （施行期日）
5	五 この省令は、昭和五十四年四月二十一日から施行する。 （施行期日）



備考 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。

1 この省令は、平成二十六年十一月十七日から施行する。

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

別表第二（第六条関係）

多摩	多摩自動車検査登録事務所
横浜	川崎自動車検査登録事務所
川崎	湘南自動車検査登録事務所
湘南	相模自動車検査登録事務所
相模	山梨自動車検査登録事務所
山梨	新潟自動車検査登録事務所
新潟	長岡自動車検査登録事務所
長岡	富山自動車検査登録事務所
富山	石川自動車検査登録事務所
石川	福井自動車検査登録事務所
福井	長野自動車検査登録事務所
長野	松本自動車検査登録事務所
松本	岐阜自動車検査登録事務所
岐阜	福井運輸支局
福井	岐阜運輸支局
岐阜	愛知運輸支局
愛知	静岡運輸支局
静岡	浜松運輸支局
浜松	沼津運輸支局
沼津	名古屋運輸支局
名古屋	豊橋運輸支局
豊橋	三重運輸支局
三重	小牧自動車検査登録事務所
小牧	愛知運輸支局
愛知	名古屋運輸支局
名古屋	岐阜運輸支局
岐阜	三重運輸支局
三重	滋賀運輸支局
滋賀	京都運輸支局
京都	大阪運輸支局
大阪	大阪運輸支局
大阪	などに自動車検査登録事務所
などに	和歌山自動車検査登録事務所
和歌山	神戸運輸支局
神戸	高知運輸支局
高知	香川運輸支局
香川	和歌山運輸支局
和歌山	鳥取運輸支局
鳥取	島根運輸支局
島根	岡山運輸支局
岡山	岡山運輸支局

運輸部理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	表示
札幌運輸支局	札幌
函館運輸支局	函館
旭川運輸支局	旭川
室蘭運輸支局	室蘭
钏路運輸支局	钏路
帶広運輸支局	帯広
釧路汽船支局	釧路
八戸自動車検査登録事務所	八戸
岩手運輸支局	岩手
宮城自動車検査登録事務所	仙台
秋田運輸支局	秋田
山形運輸支局	山形
庄内自動車検査登録事務所	庄内
福島運輸支局	福島
いわて自動車検査登録事務所	いわて
茨城運輸支局	茨城
土浦自動車検査登録事務所	土浦
柏木運輸支局	柏木
佐野自動車検査登録事務所	佐野
群馬運輸支局	群馬
埼玉運輸支局	埼玉
所沢自動車検査登録事務所	所沢
熊谷自動車検査登録事務所	熊谷
春日部自動車検査登録事務所	春日部
千葉運輸支局	千葉
習志野自動車検査登録事務所	習志野
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦
野田自動車検査登録事務所	野田
東京運輸支局	東京
練馬自動車検査登録事務所	練馬
新宿自動車検査登録事務所	新宿
足立自動車検査登録事務所	足立
八王子自動車検査登録事務所	八王子

別表第三（第六条関係）

経営する事業の種類	表示する文字及び記号
自動車運送事業	(當)
採石業	(石)
碎石業	(碎)
砂利採取業	(砂)
砂利販売業	(販)
建設業	(建)
その他	(他)

第一様式(第一条、第二条、第三条、第五条関係)	
<p style="text-align: center;">土送等運搬大型自動車用留出書(甲) 届出事項変更届出書(甲) 表示番号指定申込書(甲) 申請事項変更届出書(甲)</p> <p style="text-align: right;">運輸部理部長又は運輸支局長様 代表者の氏名:</p>	
<p style="text-align: center;">申請(提出)年月日　年　月　日　在 使用者の氏名又は登録 住用者の住所</p> <p style="text-align: center;">種　類　自動車運送事業、鉄道石炭、鉄道砂利、鉄道取扱業、鉄道卸賣業、建築業、その他()</p> <p style="text-align: center;">資本額　円</p> <p style="text-align: center;">従業員数　人 (うち運転者数)(人)</p> <p style="text-align: center;">自動車の登録又は運営場所の位置</p> <p style="text-align: center;">運転者を雇用する場合</p> <p style="text-align: center;">自ら運転者である場合</p> <p style="text-align: center;">運転者の勤務時間</p> <p style="text-align: center;">運転者の休憩時間</p> <p style="text-align: center;">運転者の移動距離</p>	
長	辺
(日本産業規格第4列基)	

(日本産業規格 A列 4 頁)

被用申込番号	
土砂等埋立大型自動販売機設置届出書(乙)	
届出	事項変更届出書(乙)
表示	サニ指合定申譲書(乙)
運輸監理係員又は運輸支局員指合定申譲書(乙)	
申請届出書(乙)	
申請(提出)年月日	
申請の氏名(又は名称)	
自動販賣機取扱業者名 業種 販賣品種 販賣場所 販賣時間 販賣期間 販賣地點	
販賣品種 販賣場所 販賣時間 販賣期間 販賣地點	

- (1) 運動の種類とその名前を、もう1つ言葉で説明すること。

(2) 例題(1)の運動のうち、(A)～(C)の3つから、最も「走る」の意味が最も近い出来事は、最も適切な選択肢を「(A)」、「(B)」、「(C)」、「(D)」のうちの1つに記入せよ。中間答案や説明を記入する場合は、□枠の上に記入せよ。

(3) (A) は、一型的運動に属于する。すなはち、

(4) 絶えず手を動かしながら、筆を走らせる。筆を走らせることが、筆を走らせる。筆を走らせる。

(5) 絶えず手を動かしながら、筆を走らせる。筆を走らせる。

(6) 活動的内容において、当該運動が必ずしも秒速で実現する現象(現象)である。

(7) 日本語の「走る」の意味(用法)は、(A)のように、「距離」「時間」「手段」などを用いて、(B)のように、「距離」「時間」「手段」などを用いて、「走る」事態の進行に記述すればいい。

(8) 所有権の行使と使用の原理の間に、所有権と使用が異なる場合に記述する。

(9) 要求(1)～(8)に対する記入(記述)。

第二号様式（第七条関係）

土 砂 等 車両		大型自動車		使用 禁止届出書		運輸監理部長又は運輸支局長
類 別	届出年月日	ふりがな				
		氏名又は名称				
		住所		所		
表示番号			自動車登録番号			
使用 禁止の理由						
1.譲渡	譲受人の氏名又は名称及び住所()					
2.貸渡	借受人の氏名又は名称及び住所()					
3.廃車						
4.用途変更						
5.その他	(具体的な理由を明記のこと。)					

第三号様式（第八条関係）